

離婚届 手続きチェックシート（市役所での手続き）

以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き及び必要書類がある場合もござい

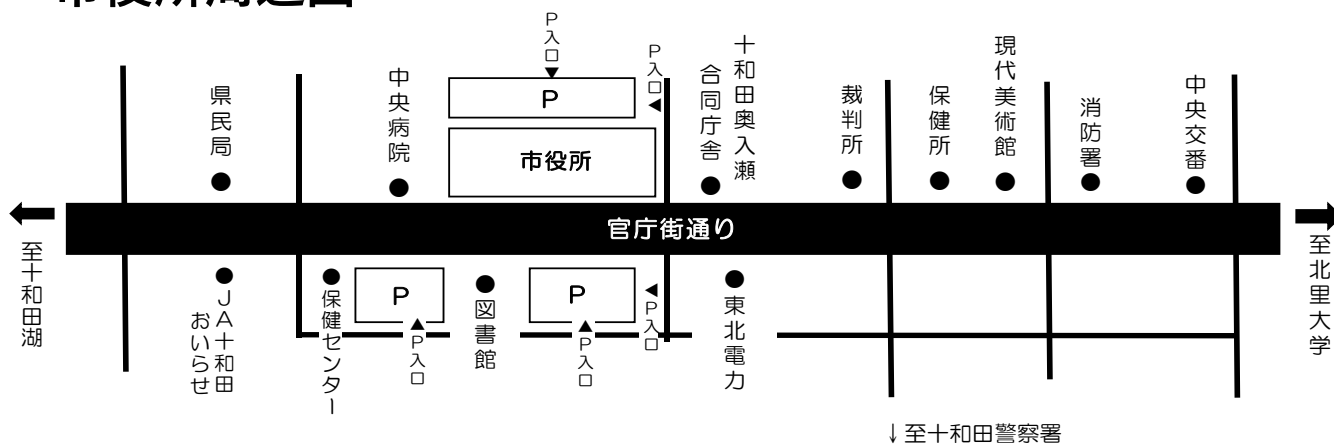
ますので、各窓口でご確認ください。

チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
証明書の交付 他	氏（姓）が 変わるかた	旧氏で印鑑登録をしているかた	印鑑登録（必要なかた） ※旧氏での登録は自動的に抹消されます。	・印鑑 ・登録者の本人確認書類（顔写真入）		4番
		マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	券面記載事項変更届	・マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード ・暗証番号の入力（数字4桁）		
		マイナンバーカードに署名 用電子証明書を搭載したかた	電子証明発行申請（必要なかた） ※氏名変更により自動的に失効します。	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力（英数字6～16桁）		市民課 住民記録係 51-6755 戸籍係 51-6756
		離婚後の各種書類を必要なかた	住民票の申請 （住所地の役所へ） 戸籍謄本の申請 （本籍地の役所へ） 離婚届受理証明書の申請 （離婚届出地の役所へ）	・申請者の本人確認書類 ※離婚届出後、書類発行までに以下の とおりお時間をいただきます。 ○届出地及び申請地が十和田市の場合 ・住民票、受理証明書…数時間 ・戸籍…1週間程度 ○上記以外の場合…10日程度 ※詳しくはお問合せください。		
	市営住宅にお住まいのかた	市営住宅の異動届等	・住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		都市整備建築課 51-6738	別館 2階
健康保険	国民健康保険証をお持ちで、氏が 変わるかた	氏名変更の手続き	・届出者の本人確認書類 ・氏が変わるかたのマイナンバーがわかるもの ・氏名変更前の保険証 ※世帯員以外のかたが保険証を受領する場合は委任状（委任状が無い場合は郵送となります。）		国保年金課 国保税係 51-6751	10番
	後期高齢者医療保険証をお持ち で、氏が変わるかた		・氏名変更前の保険証 （新保険証は郵送となります。）		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番
年金	配偶者の被扶養でなくなったとき	国民年金種別変更届	・届出者の本人確認書類 ・資格喪失証明書 ・マイナンバーまたは基礎年金 番号がわかるもの	喪失日から 14日以内	国保年金 国民年金係 51-6753	11番
		国民年金保険料免除申請	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる もの			
	農業者年金に加入または受給して いて、氏が変わるかた	農業者年金氏名変更届	・届出者の本人確認書類		農業委員会 51-6740	別館 4階
	離婚時の年金分割制度について	詳しくはお近くの年金事務所へお問合せください。				八戸年金事務所 0178-44-1742
高齢	65歳以上で、氏が変わるかた （介護保険証をお持ちのかた）	後日、変更後の介護保険証がご自宅に郵送されます			高齢介護課 介護保険係 51-6721	9番
税金	口座振替の申込をしていて、 氏が変わるかた	口座名義の変更手続き	・口座名義変更後の通帳 ・届出印		収納課 納税管理係 51-6762	7番

チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
障がい	障害者手帳をお持ちで、氏が変わるかた (身体、療育、精神)	手帳記載事項変更届	・障害者手帳		生活福祉課 51-6718	2階 7番
	自立支援医療を受けていて、氏が変わるかた	氏名変更の手続き	・受給者証			
子ども	児童手当を受給しているかた	受給事由消滅届や新養育者による認定請求 等	・新受給者の保険証 ・新受給者の通帳 ・親と子のマイナンバーがわかるもの		こども支援課 こども保育係 51-6717	保健センター(周辺図参照)
	保育施設に入園しているお子さんがいるかた	届出事項変更届				
	子ども医療費を受給しているかた	受給資格変更(消滅)の申請	・受給資格証		こども支援課 こども給付係 51-6716	
	ひとり親家庭等に該当するかた	ひとり親家庭等医療費助成の申請	・親と子の保険証 ・戸籍謄本 ・親の通帳 ・親のマイナンバーがわかるもの			
		児童扶養手当の申請	・戸籍謄本 ・親の通帳 ・年金番号がわかるもの ・親のマイナンバーがわかるもの			
特別児童扶養手当を受給しているかた	受給者・児童(氏名・住所)変更届	・特別児童扶養手当証書 ・戸籍謄本				

メモ欄

市役所周辺図



十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111 (代表) HP：https://www.city.towada.lg.jp

開庁時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで (戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等)
- ・コンビニエンスストア等 (マイナンバーカードをお持ちのかた)
6:30～23:00 機器メンテナンス日を除く

